

東近江市妊産婦医療費助成制度

東近江市にお住まいの妊産婦の皆様へ

病気・けが・歯
の治療も助成の
対象となります

県内初！

医療費の自己負担の一部を助成します

東近江市に住民登録のある妊産婦が、風邪等の病気、けが、歯の治療などで医療機関等を受診された時に負担した医療費（保険適用された医療費）の一部を助成します。

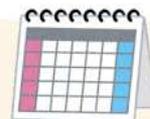
詳しくは、保険年金課（0748-24-5631）へお問い合わせください。

助成対象者



- 東近江市在住（住民登録のある）の妊産婦（健康保険に加入していること）
- 所得制限はありません。

助成対象期間



- 母子健康手帳の交付月の初日（または東近江市に転入した日）から出産月の翌月の末日（または転出した日の前日）まで

助成内容



- 健康保険が適用される医療費の自己負担分から、下記の自己負担金を控除した額

自己負担金

外来：1箇月1診療報酬明細書あたり500円
（ただし調剤は、自己負担金なし）

入院：1日あたり1,000円
（1箇月14,000円上限）

- 高額療養費や加入している健康保険等から給付されるものは助成額から差し引きます。
- 健康保険が適用されないもの（通常分娩費、健診、予防接種、入院時食事代、差額ベッド代、文書料等）は対象外です。

申請方法



- 医療機関の窓口で医療費を支払い、下記のものを持参の上、市役所保険年金課または各支所で申請してください。
- 診療月の翌月初日から起算して1年以内に申請してください。

申請時に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 医療機関発行の領収書（原本）
- 母子健康手帳
- 健康保険の資格情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- 振込先のわかるもの（通帳など）

【該当する場合のみ】

高額療養費または附加給付金の支給決定通知書



市ホームページ

https://www.city.higashiomi.shiga.jp/kennkou_iryuu_fukushi/hukushiiryuu/1002883.html

お問合せ 東近江市健康医療部保険年金課
電話 0748-24-5631 IP 050-5801-5631